

年 月 日	争議發生	勞働者総数		生産品種類								
		男	女	計								
		男	女	計								
五月四日	五月四日	一六三七	三九七	二〇三四	人	五月九日(罷業六日)	七〇〇	一〇〇	八〇〇	男	女	計

本坑ニ於テハ之迄坑内採炭夫ノ坑内マイト使用ハ(マイト代)自井ナリシヲ炭坑側ニ於テ五月四日ヨリ之ヲ改正シマイトヲ官給ニスル代リ採炭切實一畝ニ付十米乃至十八米ノ値下ヲ漸行スル旨五月一日發表シ之ヲ聞キタル坑夫一同採炭賃銀一割乃至二割ノ値下ニ相当スルトテ各自不平ヲ發シ五月三日頃ヨリ寄々段々中ノ所五月八日午前四時入坑ノ坑夫同九時ニ至リ續々毎坑シテ之ヲ對策ヲ講シ西部金山労働組合ノ応援ヲ得テ争議ヲナスニ至レリ

要求

一 首切絶對及對
 二 切賃値下ヲセズダイナマイトヲ官給ノコト
 三 入坑シタル場合ハ如何ナル故障アル場合ト虽一日五十米以上ノ日役ヲ支拂フコト
 四 跡間佃所ノ賃銀ヲ五日以内ニ制定スルコト
 五 採炭ノ際坑夫之會ノ件各所ニ名宛但シ之會ノ時八日役一日五十米

年 月 日	争議發生	勞働者総数		生産品種類								
		男	女	計								
		男	女	計								
五月四日	五月四日	一六三七	三九七	二〇三四	人	五月九日(罷業六日)	七〇〇	一〇〇	八〇〇	男	女	計

本坑ニ於テハ之迄坑内採炭夫ノ坑内マイト使用ハ(マイト代)自井ナリシヲ炭坑側ニ於テ五月四日ヨリ之ヲ改正シマイトヲ官給ニスル代リ採炭切實一畝ニ付十米乃至十八米ノ値下ヲ漸行スル旨五月一日發表シ之ヲ聞キタル坑夫一同採炭賃銀一割乃至二割ノ値下ニ相当スルトテ各自不平ヲ發シ五月三日頃ヨリ寄々段々中ノ所五月八日午前四時入坑ノ坑夫同九時ニ至リ續々毎坑シテ之ヲ對策ヲ講シ西部金山労働組合ノ応援ヲ得テ争議ヲナスニ至レリ

條項

一 仕拂フコト
 二 毎月四回賃銀支拂ノ件即時實行ノコト
 三 退職手当制定ノ件一年以下四十日分以上ニ準ス
 四 坑内設備ヲ完全スルコト
 五 採働者ノ就業佃所移動ヲ自由ニスル件
 六 共済及指定店物品値下ノ件
 七 官舎ノ設備ヲ完全ニスル件
 八 郵便物ノ配達ハ各戸ニ配達ノ件
 九 本村主任撤首ノ件
 十 備金ノ件 十五日十五元以下ノ場合ハ引カサレ
 十一 五公傷病ノ場合ト虽モ炭坑ノ都合ニ依ル撤首絶對及對
 十二 天傷病手当ノ等級決定ハ坑夫ノ代表ヲ立會サセル件
 十三 附帯條項 一 此争議ニ依ル撤首者ヲ出サレト 二 争議費用金額買取
 三 争議中ノ日給金額仕拂フコト 四 組合ノ加入絶對自由ノ件
 十四 首切及對ノ件 (今度ノ争議ニ對シ絶對ニ犧牲者ヲ出サス)
 十五 退職手当規定公表ノ件 (約四十日以内ニ實行ノコト)
 十六 指定鐵治屋増設ノ件 (希望者一名増員ノコト)
 十七 採炭ノ際坑夫之會ノ件 (一週ニ二名立會スルコト)
 十八 調停者元世設役平土井憲策 同村上鶴松 同津田義雄 同樺島俊造
 十九 介在労働団体全国労働組合同盟九州合同労働組合 西部金山労働組合

解決事項

一 要点
 二 備考